奈井江町地域防災計画 奈井江町水防計画 (修正概要)

令和2年3月

奈井江町防災会議

〔目 次〕

| 資料1 | 地域防災計画及び水防計画の改正方針 |
|--------|--|
| 改正の根拠、 | 現状、改正方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料2 | 本編の修正概要 |
| 第1章 ~ | 第8章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ~ 6 |
| 資料 3 | 地震災害対策編の修正概要 |
| 第1章 ~ | 第4章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 資料4 | 水防計画の修正概要 |
| 第2・5・(| 6 ・ 7 章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

地域防災計画及び水防計画の改正方針

改正の根拠

奈井江町地域防災計画及び奈井江町水防計画の改正は、災害対策基本法第42 条の規定及び水防法第33条の規定により作成、改正を行うものであります。

現状

- ・奈井江町地域防災計画及び奈井江町水防計画は、平成26年に大幅な見直しを 行って以来、5年が経過しております。
- ・その結果、平成30年5月に改正された北海道地域防災計画と比較すると、計画の構成に関わる新規に追加された節があることや、また法改正に伴う条項及び内容の修正、関係機関名及び組織機構の変更などの相違点が多く見受けられる。

改正方針

このような状況から本町の地域防災計画及び水防計画を改正するにあたり、 北海道地域防災計画及び北海道水防計画を基本として、

- (1) 道の両計画の構成(章立て、節立て)に原則として準拠する。
- (2) 改正点が多岐にわたり、また新規追加項目もあることから、現行計画を参照した上で、修正を行う。

以上を改正方針として、今回の計画策定を行っています。

奈井江町地域防災計画本編の修正概要

第1章 総則

- 第3節 用語の定義
 - 用語の修正及び追加。
- 第4節 町防災計画の修正要領
 - 基本法42条第4項に基づく防災会議から北海道知事への報告事項の追加。
- 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 町防災会議の構成機関名及び処理すべき事務又は業務の大綱の修正。
- 第6節 住民及び事業者の基本的責務等
 - 町民の責務として、避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動及び災害緊急事態の布告があった時の協力を追加。
 - 事業者の責務として、災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定等、平 常時の備え、災害時の対策等の実施項目の追加。
 - ○住民及び事業者による地区内の防災活動の推進、住民運動の展開に関する記述を追加。

第2章 防災組織

- 第1節 町防災会議
 - 組織名称の修正。
- 第2節 奈井江町災害対策本部
 - 役場の機構改革に伴う災害対策本部の組織図及び所掌事務の見直し。
- 第4節 動員計画
 - 第5章災害応急対策計画の第2節 動員計画から本節に移行。

第3章 災害通信情報計画

- 第1節 防災気象情報の伝達計画
 - 気象等に関する特別警報、警報、注意報の発表基準見直し。
 - 防災気象情報伝達の関係機関の名称等を修正。
- 第2節 災害通信計画
 - 平時における町及び防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の項目の追加。
 - 通信途絶等における措置について、北海道総合通信局に対する連絡事項の追加。
- 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画
 - 通信の途絶等により直接、国に報告する電話番号等の修正。

第4章 災害予防計画

○ 災害対策の目標として、平時からの災害対応等の記述を追加。 災害予防計画として、円滑な災害復旧対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者 と協定等の協力体制を構築する等の記述を追加。

第2節 災害危険区域及び整備計画

- 水防区域及び整備計画に、北海道の管理河川を追加。
- 危険物貯蔵所等所在一覧を修正。

第4節 相互応援(受援)体制整備計画

○ 災害時における受援体制としてボランティア活動に関する記述を追加。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

○ 自主防災組織の活動について、災害時の避難所の運営に関する記述を追加。

第6節 避難体制整備計画

- 避難誘導体制の構築及び避難場所、避難所の確保等に関する記述を追加。
- 避難誘導体制の整備について、避難勧告等の具体的な発令基準及び防災ハザードマップ等の 住民周知に関する記述を追加。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

- 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の要件を明確化。
- 外国人に対する対策の記述を追加。

第8節 建築物災害予防計画

○節の追加。

第9節 消防計画

○ 砂川地区広域消防組合消防組織図、出動計画等の修正。

第11節 風害予防計画

○ 予防対策を町及び国、道に区分分けして記述。

第14節 土砂災害予防計画

○節の追加。

第15節 積雪·寒冷対策計画

- 避難救出措置等の記述を追加。
- 交通の確保において雪上交通手段及び航空輸送の追加

第16節 複合災害に関する計画

○節の追加。

第17節 業務継続計画の策定

○節の追加。

第5章 災害応急対策計画

第1節 応急措置実施計画

- 応急措置の実施責任者に関わる条例条項等の追加。
- 職員派遣に関する事項を第31節 職員派遣計画へ移行。
- 救助法に関する事項を第32節 災害救助法の適用と実施へ移行

第2節 災害広報·情報提供計画

- 住民に対する広報等の方法に関する記述を追加。
- 現地合同本部等の広報に関する記述を追加。
- 安否情報の提供に関する記述の追加。

第3節 避難対策計画

- 実施責任者に関する記述を修正。
- 避難措置の内容及び連絡、助言等の記述を追加。
- 避難準備・指示の名称及び区分の判断基準に関する記述を修正。
- 各避難情報の伝達方法に関する記述の追加及び修正。
- 避難行動要支援者の支援に関する記述の追加。
- 避難所等に関する事項の見直し及び修正。
- 広域一時滞在に関する記述を追加。

第4節 救助救出計画

○ 実施責任者、救助救出活動に関する記述を修正及び追加。

第5節 食糧供給計画

○ 食料の調達方法等に関する記述の修正。

第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画

○ 実施責任者に関する記述を修正。

第7節 石油類燃料供給計画

○ 北海道石油業協同組合連合会との連絡調整について記述。

第8節 給水計画

○ 中空知広域水道企業団との連携に関する記述を追加。

第9節 電力施設災害応急計画

○節の追加。

第10節 ガス施設災害応急計画

○節の追加。

第12節 応急土木対策計画

○節の追加。

第13節 住宅対策計画

○ 運営管理に関する記述を追加。

第15節 医療救護計画

- 各医療チームの名称を修正。
- 傷病者等の搬送系統図及び輸送体制に関する記述を追加。
- 臨時の医療施設に関する特例の記述を追加。

第17節 廃棄物等処理計画

- 実施責任者に関する記述を修正。
- 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準を追加。
- 家庭動物等の取扱いを第19節家庭動物等対策計画に移行。

第18節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

- 死体を遺体に修正。
- 広域火葬の調整及び平常時の規制の適用除外措置に関する記述を追加。

第19節 家庭動物等対策計画

○節の追加。

第20節 応急飼料計画

○ 節の追加

第22節 交通応急対策計画

- 町、北海道以外の関係機関について応急対応に関する記述を追加。
- 道路及び緊急輸送の交通規制に関する記述を追加。
- 放置車両対策及び緊急輸送道路ネットワーク計画に関する記述を追加。

第23節 輸送計画

○ 空中輸送の発着場所を修正。

第26節 災害警備計画

○ 警察官が行う交通規制において、消防吏員がとれる措置を追加

第27節 労務供給計画

○ 費用の限度及び期間に関する記述を追加。

第28節 広域応援・受援計画

- 応援要請に関する記述を修正及び追加。
- 国からの派遣等受入れ体制の確保に関する記述を追加。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

○ 自衛隊の支援活動、情報提供、自主派遣に関する記述を追加。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

- ボランティア団体との連携に関する記述を修正。
- 災害ボランティアセンターに関する記述を追加。

第31節 職員派遣計画

- 第1節応急措置実施計画の職員派遣に関する記述を本節に移行
- 派遣要請の手続等に関する記述を修正。
- 派遣職員の身分取扱に関する記述を追加。

第32節 災害救助法の適用と実施

- 第1節応急措置実施計画の災害救助法に関する記述を本節に移行
- 災害救助法適用に関する記述を修正。
- 被災世帯の判定基準に関する記述を追加。

第6章 震災対策計画

○ 地震災害の防災対策に関する計画は、地域防災計画の別編である「地震災害対策編」により 修正。

第7章 事故災害対策計画

○ 文言等の修正。

第7節 大規模停電災害対策計画

○節の追加

第8章 災害復旧・被災者援護計画

○ 被災者援護計画に関する記述を追加。

第2節 被災者援護計画

- 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供に関する記述を追加。
- 第1節災害復旧計画から応急金融対策を本節へ移行。
- 第5章第26節災害義援金募集(配分)計画を本節へ移行。

奈井江町地域防災計画地震災害対策編の修正概要

第1章 総則

- 第2節 計画の性格
 - ○節の追加。
- 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項
 - ○節の追加。
- 第4節 計画の基本方針
 - 実施責任者に関する記述を追加。
 - 住民及び民間事業者の基本的責務等に関する記述を追加。
- 第5節 奈井江町の地勢及び社会的現況
 - ○節の追加。
- 第6節 町及びその周辺における地震の発生状況
 - 主な地震歴及び主な被害地震を修正。
- 第7節 町における地震の想定
 - 想定される地震に沼田一砂川付近の断層帯による地震を追加。
 - 海溝型地震及び断層帯の修正。
 - 被害想定の修正。

第2章 災害予防計画

- 第1節 町民の心構え
 - 災害予防の各措置に関する記述の修正及び追加。
- 第2節 地震に強いまちづくり推進計画
 - 地震に強いまちづくりに関する記述の追加。
 - 建築物の安全化、災害応急対策等への備えに関する記述の追加。
- 第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発
 - 要配慮者に関する記述の追加。
 - 啓発内容及び普及方法の詳細を追加。
 - 学校等教育関係機関における防災思想の普及に関する記述の追加。

第8節 避難体制整備計画

○ 本節については、「防災計画本編第4章第6節避難体制整備計画」を準用することについて記述。

- 第15節 業務継続計画の策定
 - ○節の追加。
- 第16節 複合災害に関する計画
 - ○節の追加。

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
 - 防災関係機関との連携に関する記述を修正。
- 第2節 地震情報の伝達計画
 - 情報伝達に関する記述を修正。
- 第3節 災害情報等の収集、伝達計画
 - 災害情報等の収集及び伝達体制の整備に関する記述を修正。
 - 通信施設の設備の強化及び通信連絡の対策に関する記述を追加。
 - 被害状況調査活動に関する記述を追加。
- 第4節 災害広報·情報提供計画
 - 広報の内容及び方法に関する記述を修正。
- 第6節 避難対策計画
 - 避難実施責任者及び措置内容に関する記述を追加。
 - 避難対策に関する記述を追加。
 - 避難所の開設、運営に関する記述を追加。
- 第20節 家庭動物等対策計画
 - ○節の追加。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

- 被災者援護計画に関する記述を追加。
- 第2節 被災者援護計画
 - 罹災証明の交付、被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供に関する記述を追加。
 - 融資・貸付等による金融支援に関する記述を追加。
 - 第3章第29節災害義援金募集(配分)計画を本節へ移行。

奈井江町水防計画の修正概要

第2章 水防組織

第2節 協力及び応援

○ 河川管理者の協力事項の関する記述を修正。

第5章 水防活動

第5節 避難及び立退き

- 特に防災上の配慮を要するものが利用する施設を修正。
- 第6節 決壊通報
 - 決壊通報に関する記述を修正。

第6章 公用負担等

第1節 公用負担

○ 水防管理者及び消防機関の権限に関する記述を修正。

第7章 水防報告

○ 水防報告に関する記述を修正。